

恵那市まちづくり市民活動補助金の概要

■理 念

第2次恵那市総合計画の基本目標達成に向けて、市全域を活動範囲として、市民活動団体等が主体となり、公共性、公益性の高い創意と工夫にあふれたまちづくり活動に対して助成を行う。

■助成対象活動

- ・安心して暮らすための活動
- ・生命と財産を守るための活動
- ・まちの魅力を高めるための活動
- ・便利に暮らすための活動
- ・いきいきと暮らすための活動
- ・みんなでまちをつくるための活動
- ・まちを元気にするための活動
- ・その他、上記活動を推進するための調査、研究、計画づくりのための活動

■助成対象外活動

- ・特定の個人又は団体の収益を目的とする活動
- ・政治、宗教及び公序良俗に反する活動
- ・イベント等の開催に関する経常的経費
- ・その他市長が適当でないと認めた活動

■部門

【ファーストステップ部門】

新しくまちづくり活動を始めようとする団体の活動又はまちづくり活動の計画づくりを行う活動

【ソーシャルビジネス部門】

将来展望が計画され、公益性がありかつ収益を生み出すことができるまちづくり活動

* ソーシャルビジネスとは社会的課題の解決に取り組むための資金をビジネスの手法を活用して自ら稼ぎ出す活動

【課題解決型まちづくり活動部門】

分野別の課題解決に向けたまちづくり活動

■助成対象団体

- ・市内を拠点に活動している構成員が5人以上の団体で、かつ構成員の半数以上が市内在住者であること。
- ・会則を持ち、代表者を定め、会計処理が適切に行われており、組織として意思決定ができる団体であること。
- ・まちづくり活動に情熱を持ち自立して継続的な活動が期待できる団体であること。
- ・政治、宗教及び公序良俗に反する活動を行わない団体であること。

■助成期間

助成期間は、同一事業で最大3年間までとする。(但し、年に1団体1事業までの申請とする)

■助成金の額等

助成率 助成対象経費の10/10以内
助成金額 1事業40万円以内

■助成の条件

【共通事項】

- ・活動が特定の地域に限定されることなく、市全域を対象とすること。
- ・市民活動団体等の自主的自発的な活動内容で、目的及び実施体制が明確であること。
- ・市の他の分野別補助金と重複していないこと(市から補助金の交付を受けている各種団体からの補助金も含む)

【ファーストステップ部門】

- ・新しく取り組むまちづくり活動であること。
- ・次のステップのアプローチ的な活動(内容)となっていること。

【ソーシャルビジネス部門】

- ・公益性があり、収益を生み出すことができる活動(内容)となっていること。
- ・長期的な事業計画、予算(資金)計画が立てられており、助成終了後も自主財源等により活動が継続する見込みがあること。

【課題解決型まちづくり活動部門】

- ・地域に限定されない市全体の分野別課題の解決に繋がる活動(内容)となっていること。

■対象経費と対象外経費

助成対象となる経費は、公益性があり事業に直接必要な経費とする。

なお、対象経費、対象外経費の最終判断は審査会で決定するが概ねの基準は別紙のとおりとする。

■応募方法

所定の応募書類に必要事項を記入し、応募締切日までにまちづくり企画部地域振興課まで提出。

応募書類

- * 交付申請書
- * 単年度事業計画書(事業目的, 事業内容, 事業効果等)
- * 単年度収支予算書
- * ソーシャルビジネス部門は長期活動プラン書
様式は、恵那市ホームページよりダウンロードしていただくか、下記までお問い合わせください。

添付書類

- * 団体の会則
- * 団体の会員名簿
- * 金額の根拠となる書類(該当する場合のみ)

応募締切日 令和8年5月8日(金)

■審査基準

【ファーストステップ部門】

- 公共性・・・多くの人に参加し、係わることができる活動であるか。
- 計画性・・・事業の実施方法、スケジュール、予算等が具体的に計画され、無理がないか。
- 発展性・・・活動が次のステップに繋がり、更なる発展が期待できるか。

【ソーシャルビジネス部門】

- 公益性・・・広く市民に利益が及ぶよう多くの人に参加し、係わることができるか。
- 収益性・・・事業収益を生み出すことができる内容となっており、助成期間終了後も自主財源等により活動が継続される見込みがあるか。
- 計画性・・・事業の長期的なプラン(活動計画、資金計画)が明確になっており、単年ごとの実施方法、スケジュール、予算等が具体的に計画されているか。
- 継続性・・・団体の活動が継続し、まちづくり活動の担い手の育成に繋がっていくことが期待できるか。

【課題解決型まちづくり活動部門】

- 公共性・・・多くの人に参加し、係わることができる活動であるか。
- 計画性・・・事業の実施方法、スケジュール、予算等が具体的に計画され、無理がないか。
- 貢献性・・・活動が課題解決に繋がることを期待できるか。

■審査方法

書類審査及びプレゼン審査にて助成する活動を決定します。

【書類審査】

申請書に基づき、次の視点で書類審査を行います。

- (1) 申請団体が助成対象団体に該当し、活動を実施する能力、規模及び活動内容を有しているか。
- (2) 申請された活動は、活動の理念(目的)が明確になっており、助成対象事業の趣旨に沿った内容となっているか。
- (3) 長期的な計画が明確になっているか（* ソーシャルビジネス部門のみ）
- (4) 支出に対象外経費が含まれていないか。
- (5) 支出の1発注が10万円以上の場合、複数業者の見積書が添付されているか。

【プレゼンテーション審査】

審査員によるプレゼン審査を行います。

申請団体が持ち時間 10 分以内で実施する活動の内容をプレゼンテーション方式で説明して下さい。

※プレゼンテーションで使用するデータを直接 USB、もしくは電子メールで提出をして下さい。提出期限は下記のとおりです。

提出期限 令和8年5月8日（金）

メールアドレス chiikishinko@city.ena.lg.jp

別紙（補助金対象費目）

費目	内容	備考
賃金	対象事業に係るアルバイトその他の労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する労働者をいう。）への支払に限定	補助金申請額の10%以内かつ最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額とする。ただし、団体スタッフへの支払は、対象外とする。
報償費	講演、指導、出演等の謝礼 イベント記念品	団体スタッフへの支払は対象外
旅費	講師等の交通費、宿泊費	団体スタッフへの支払及び宿泊費のうち、飲食費は対象外
需用費	消耗品、燃料費、賄材料費、印刷製本費、食糧費	1 食糧費は、イベント開催時等1食500円までとする。 2 施設等の光熱水費は、対象外とする。
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料	
委託料	対象事業に係るものに限定	
使用料及び賃借料	会場、車両、機械器具等の借上料、通行料、使用料	土地及び建物の借上料は対象外
原材料費	資材等の材料費	事業目的が明確な材料費等
備品購入費	対象事業に係る備品で目的が明確なものに限定。なお、補助金申請額の50%以内の額を上限とする。	保管場所を明確にしておく（個人宅での保管は認めない）

* 費目の支出のうち1発注が10万円以上となる場合は、複数業者から見積書を徴収し、適切な金額で発注すること。

■問い合わせ先

恵那市役所 まちづくり企画部 地域振興課 恵那市まちづくり市民活動補助金担当
電話 (0573) 26-2111